

## 新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 新型インフルエンザ等の発生に備えた医療体制の充実を図るため、新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱(平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知)に基づき、新型インフルエンザ等患者に入院医療を提供する医療機関(以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。)の設置者、感染症の専門外来部門の整備の促進を図るため、感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱(平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知)に基づき、新型インフルエンザ患者等感染症患者の受入を積極的に行い、地域における外来診療体制の確保に努める医療機関(以下「感染症外来協力医療機関」という。)の設置者並びに新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要なになる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を図るため、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和5年9月29日医政発0929第5号・健発0929第4号・薬生発0929第81号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関(以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。)の設置者及び患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関(以下「消防機関」という。)、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する帰国者・接触者外来等(以下「帰国者・接触者外来等」という。)の設置者、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関(以下「感染症検査機関等」という。)の設置者、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関(以下「疑い患者を診察する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」という。)の設置者及び重点医療機関並びに新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関(以下「重点医療機関等」という。)の設置者が行うその必要な病床及び医療資器材の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象及び交付額の算出方法)

第2 第1に規定する経費は別表1の第4欄に定めるとおりとし、補助金の交付額は、次の各号により算出するものとする。ただし、算出された補助基本額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄の区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とし、当該補助基本額の範囲内で交付額を決定する。

### (補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、規則第5条の規定に基づく補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)のとおりとする。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、知事が別に定める日における補助事業の遂行状況を知事が別に定める日までに、新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業遂行状況報告書(様式第8号)により知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前段の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第19条第1項ただし書の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。ただし、知事が別に条件を定めた場合は、当該条件に従うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表1（第2関係）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業	施設	次の（1）及び（2）により算出された額の合計額 （1）新設、増設及び改築 別表2の基準単価×15.0㎡×知事の認めた病床数 （2）改造及び補修 知事の認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する経費であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。）
	初度設備費	施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×知事の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 （1）人工呼吸器及び付帯する備品 知事が必要と認めた額×台数 （2）個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分 （3）簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 （4）簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 （5）簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な医療資器材の設備整備費

感染症外来協力医療機関整備事業	施設	<p>1 施設あたり 15,000 千円 ただし、面積が 90 m<sup>2</sup>未満の場合は、 162,800 円×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）</p>
	設備費	<p>次により算出された額の合計額  (1) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  1 施設当たり 905,000 円  (2) HEPA フィルター付パーティション  205,000 円×知事が必要と認めた台数  (3) 個人防護具  3,600 円×知事が必要と認めた人数分  (4) 簡易ベッド  51,400 円×知事が必要と認めた台数  (5) 簡易診療室及び付帯する備品  知事が必要と認めた額</p>	<p>感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費</p>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	初度設備費	施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×知事の認めた病床数	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数 (2) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 (4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 (5) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円×知事が必要と認めた台数 (6) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症感染症患者等入院医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な設備整備費 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
帰国者・接触者外来等設備整備事業	設備費	次により算出された額の合計額 (1) H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり905,000円 (2) H E P Aフィルター付パーティション 205,000円×知事が必要と認めた台数 (3) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分	帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な設備整備費 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象

		<p>(4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	
感染症検査機関等設備整備事業	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 次世代シークエンサー 知事が必要と認めた額</p> <p>(2) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む) 知事が必要と認めた額</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認めた額</p> <p>(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 知事が必要と認めた額</p>	<p>感染症検査機関等の設備を購入するために必要な設備整備費</p> <p>※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象</p>
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	初度設備費	<p>施設ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>133,000円×知事の認めた病床数</p>	<p>疑い患者を診察する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の設備の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、備品購入費及び医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備費</p> <p>※令和5年5月8日から令和6年3月31日までに生じた費用を対象</p> <p>ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は「その他の整備費」のうち、「(1) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。</p> <p>また、「(1) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生</p>
	その他の設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(2) 簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(3) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(4) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(5) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり905,000円</p> <p>(6) HEPAフィルター付パーティション</p>	

			労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡) で規定する「対象期間」に限るものとする。
		<p>205,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 救急医療を担う医療機関において新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品</p> <p>1 施設当たり 300,000 円</p> <p>(8) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器</p> <p>1,500,000 円×知事が必要と認めた台数</p>	
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 超音波画像診断装置</p> <p>11,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(2) 血液浄化装置</p> <p>6,600,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 気管支鏡</p> <p>5,500,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(4) CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)</p> <p>66,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 生体情報モニタ</p> <p>1,100,000 円×知事が必要と</p>	<p>重点医療機関等の設備を整備するために必要な使用料及び賃借料並びに備品購入費</p> <p>※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象</p>



		<p>認めた台数</p> <p>(6) 分娩監視装置 2,200,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 新生児モニタ 1,100,000円×知事が必要と認めた台数</p>	
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）	初度設備費	<p>施設ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>133,000円×知事の認めた病床数</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、備品購入費及び設備整備費</p>
	その他の設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(2) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(3) 簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(7) H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり905,000円</p> <p>(8) H E P Aフィルター付パーティション 205,000円×知事が必要と認めた台数</p>	<p>※医療機関は、令和5年5月8日から令和6年3月31日までに生じた費用を対象</p> <p>ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は「その他の整備費設備」のうち、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び「(2) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。</p> <p>また、「(2) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p> <p>※消防機関は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに生じた(2)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェ</p>

			イスシールド)」の費用とする。 ただし、補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。
外来対応医療機関設備整備事業(旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)	設備費	次により算出された額の合計額 (1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり905,000円 (2) HEPAフィルター付パーティション 205,000円×知事が必要と認められた台数 (3) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認められた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認められた台数 (5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認められた額	帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な設備整備費 ※令和5年5月8日から令和6年3月31日までに生じた費用を対象 ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は「設備費」のうち「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。 また、「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。
外来対応医療機関確保事業	設備費	1施設当たり500,000円	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備費及び設備整備費 ※令和5年3月10日から令和6年3月31日までに生じた費用を対象

別表2 (第2関係)

基準単価表（1 m<sup>2</sup>当たり）

（単位：円）

構造別	鉄 筋		ブ ロ ッ ク	
	新 設 (増設を含む)	改 築	新 設 (増設を含む)	改 築
基準単価	239,300	234,300	209,000	203,700

別表3（第10関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める
	1 施設整備事業所要額内訳等及び事業計画書	第2号	1部	
	2 設備整備事業所要額内訳等及び事業計画書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類		.	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
	1 施設整備事業所要額内訳等及び事業計画書	第2号	1部	
	2 設備整備事業所要額内訳等及び事業計画書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業実績報告書	第5号	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日まで
	1 経費所要額精算書	第6号	1部	
	2 その他知事が必要と認める書類	第7号	1部	
	新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金請求書			